

北海道事業所緊急時対応マニュアル（案）について（概要）

1 目的

このマニュアルは、日本環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）が、北海道事業所（以下「事業所」という。）において、緊急異常事態が発生した場合等に事業所がとるべき措置について、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」第 5 条及び第 23 条の規定に基づき定め、総合的な防災活動の円滑な推進を図り、災害の発生及び拡大を防止し、事業所の防災に関する社会的責務を果たすことを目的としています。

2 マニュアルの概要

- ・第 1 章総則において、用語の定義、マニュアルの適用範囲等を定めています。
- ・第 2 章組織及び任務において、事業所の自衛防災組織、防災管理者等の任務等、対策本部、指揮本部及び消防隊並びに防災対策委員会の設置及び図書の整備等を定めています。
- ・第 3 章緊急通報において、緊急時の通報、異常現象の社外通報、緊急異常状態の報告、災害報告及び運転の再開等を定めています。
- ・第 4 章応急活動において、初期活動、避難の指示及び解除、避難の協力、防災隊の解散及び災害・事故調査報告書の作成等の事後処理等を定めています。
- ・第 5 章教育訓練において、防災教育訓練、教育訓練記録の保存等を定めています。

3 マニュアルの構成

各章	各条の内容等	関係別表
第 1 章 総則	第 1 条（目的）	
	第 2 条（用語の定義） 次の用語を定める。(1)安全関係法令、(2)災害、(3)防災、(4)緊急異常事態、(5)防消火設備、(6)運転会社、(7)事業所員、(8)宿日直者	
	第 3 条（適用範囲） 事業所員に適用する。	
	第 4 条（遵守義務） 事業所員は、このマニュアルを遵守する。	
	第 5 条（周知義務） 事業所長は、マニュアルの実施について、事業所員に周知する。	
第 2 章 組織及び 任務	第 6 条（名称） 自衛防災組織の名称は、日本環境安全事業株式会社北海道事業所自衛防災隊とする。	
	第 7 条（防災隊の編成） 防災隊の編成は、別表①のとおり。	別表① 自衛防災組織表
	第 8 条（防災隊の任務） 1 防災隊の任務は、別表②のとおり。 2 防災隊の初期行動は、別表③のとおり。	別表② 防災隊基本任務表 別表③ 防災隊の初期行動
	第 9 条（防災管理者等） 1 社長は防災隊を統括する者として、所長を防災管理者として選任する。 2 防災管理者は、対策本部長の任務を行う。 3 防災管理者等の選任、解任及びその任務は、別表④のとおり。	別表④ 防災管理組織選解任及び任務

	<p>第10条（防災管理者の職務代行） 防災管理者が、任務を行うことができないときは、副防災管理者が代行する。</p>	
	<p>第11条（防災隊の構成員とその任務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災隊の構成員は、原則として事業所員とする。 2 勤務中の防災隊員は、緊急異常事態が発生したとき等は、所定の任務につき、応急活動に従事する。 3 非番の防災隊員は、別表⑤により連絡を受けたときは速やかに出動して、所定の応急活動に従事する。 	<p>別表⑤-1 緊急時通報系統図（平日） 別表⑤-2 緊急時通報系統図（夜間・休日）</p>
	<p>第12条（対策本部） 防災管理者は、緊急異常事態が発生したとき等で必要と認められたときは、事業所管理室に対策本部を設置し、対策本部長の任務を行う。対策本部の任務は、別表②のとおり。</p>	<p>別表② 防災隊基本任務表</p>
	<p>第13条（指揮本部及び消防隊） 防災管理者は、緊急異常事態発生と同時に中央制御室控室に指揮本部を設置し、指揮本部長に現地の指揮をとらせる。指揮本部の任務は別表②のとおり。</p>	<p>別表② 防災隊基本任務表</p>
	<p>第14条（通信網の確保） 総務課長は、あらかじめ関係機関使用局線電話を指定しておく。</p>	
	<p>第15条（防災対策委員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災管理者は、防災対策委員会を設置する。 2 委員会の委員長は、防災管理者、委員は事業所管理職及び運転会社の代表者とする。 	
	<p>第16条（地震、津波及び異常な気象時の防災対策） 地震、津波及び異常な気象時の都度、防災対策委員会を開催する。</p>	
	<p>第17条（図書の整備） 防災管理者は、緊急異常事態発生に活用できるよう書類及び図面を整備しておく。</p>	
第3章 緊急通報	<p>第18条（緊急時の通報）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急異常事態の発見者は、中央制御室に通報する。 2 中央制御室から防災管理者に報告、構内及び関係機関に通報する。通報先は別表⑦により選定する。 3 防災管理者は、当社の本社に報告する。 4 その他の通報は、別表⑤による。 	<p>別表⑦-1 緊急連絡先（平日） 別表⑦-2 緊急連絡先（夜間・休日） 別表⑤-1 緊急時通報系統図（平日） 別表⑤-2 緊急時通報系統図（夜間・休日）</p>
	<p>第19条（異常現象の社外通報）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災管理者は、別表⑥により、所轄監督官庁等へ通報する。 2 通報の項目内容は、別表⑧のとおり。 	<p>別表⑥ 異常現象通報範囲基準表 別表⑦-1 緊急連絡先（平日） 別表⑦-2 緊急連絡先（夜間・休日） 別表⑧ 異常現象通報内容基準表</p>
	<p>第20条（緊急異常状態の報告） 運転管理課長は、緊急異常事態が発生したときは、様式1により、防災管理者に報告し、写しを事業所各管理職に送付する。本社への報告は安全対策室長が行う。</p>	<p>様式1 環境安全異常事態等速報</p>

	<p>第21条（災害報告） 防災管理者は、災害発生の状態等を報告書にまとめ、本社に送付し、所轄監督官庁に提出する。</p>	
	<p>第22条（施設再開までの対策） 復旧計画を作成し所轄監督官庁に報告した上で、復旧作業を実施する。</p>	
	<p>第23条（運転の再開） 防災管理者は、運転再開に際し、環境保全協定書及び関係法令の規定に基づき、北海道及び室蘭市から運転再開の承認を得た上で運転管理課長に指示する。</p>	
第4章 応急活動	<p>第24条（初期活動） 緊急異常事態発生時から対策本部が機能するまでの間における初期活動を定める。 (1) 運転管理課長は、初期活動の指揮をとる。 (2) 運転管理課長は、設備の停止を運転会社に指示する。 (3) 現場の事業所員は、環境汚染拡大の防止等に努める。 (4) 初期活動の指揮権は、対策本部が設置されたときは対策本部長に移る。 (5) 対策本部長は、指揮権の交代に際して、必要事項を聴取する。</p>	
	<p>第25条（避難の指示及び解除） 1 対策本部長は、防災隊員以外の者の避難を指示する。また、必要を認めるときは、防災隊員の避難を指示する。 2 避難の指示を受けた消防隊長は、必要な措置を講じ避難させる。 3 対策本部長は、危険がなくなつたと判断したときは、避難の解除を指示する。</p>	
	<p>第26条（避難場所） 避難場所は、玄関前の来客用駐車場とする。</p>	
	<p>第27条（避難の協力） 対策本部長は、室蘭市等から居住者等に対する避難指示等がなされたときは、これに協力する。</p>	
	<p>第28条（防災隊の解散） 対策本部長は、応急活動が収束した後に、各隊を解散させる。</p>	
	<p>第29条（事後処理等） 1 防災管理者は、現場保存の措置を講ずる。 2 運転管理課長は、災害・事故の発生状況等を調査し、報告書及び対策実施計画書を防災管理者に提出し、関連する資料等を保存する。</p>	
	<p>第30条（防災教育訓練） 防災管理者は、防災隊員に次の防災教育訓練を実施する。 ①総合訓練では、通報及び消火等の防災活動を行う。（年1回以上） ②通報訓練／駆付訓練では、休日夜間を想定した通報又は施設への駆付を行う。（年1回以上） ③国、地方公共団体等の行う訓練では、策定された防災訓練実施計画に基づく訓練を行う。（随時）</p>	
第5章 教育訓練	<p>第31条（教育訓練記録の保存等） 防災管理者は、教育訓練を実施したときは、記録し、次の計画に活用する。</p>	